介第89号

平成30年4月10日

各居宅介護支援事業所

管　理　者　様

松江市介護保険課長

（公　印　省　略　）

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算における

「正当な理由の範囲」について

本市の介護保険事業の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　平成30年4月1日から、指定居宅介護支援事業者に対する指定権者としての全ての権限が島根県知事から市町村長へ移譲されることに伴い、居宅介護支援事業所の特定事業

所集中減算における「正当な理由の範囲」について別紙のとおり定めましたので、通知します。

なお、別紙「正当な理由の範囲」はこれまでの島根県の取扱いと同様の内容です。

お問い合わせ

松江市役所健康部

介護保険課　給付係

℡　55-5933

（別　紙）

特定事業所集中減算の「正当な理由」の範囲

正当な理由の範囲は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とする。

ただし、次に掲げる事項について形式的な要件を満たしたことのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて、個別に判断することとする。

また、その他の理由がある場合についても、個別に判断することとする。

① 　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）が、各サービスごとでみた場合に５事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。ただし、介護保険法上のみなし指定を受けている保険医療機関（病院、診療所）については、通常の事業の実施地域内の事業所に含めないものとする。

② 　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者又は特別地域加算推薦対象地域に所在する事業者であって、居宅サービス計画を作成した利用者の居住地が、特定地域加算地域内と特別地域加算推薦対象地域内であるものを合計した割合が９０％以上であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合

〔特別地域加算推薦対象地域〕…当該減算の正当な理由の範囲にのみ適用

松江市美保関町全域

③ 　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合

④ 　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合

⑤ 　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

この場合、居宅介護支援事業者は、正当な理由に認定するための申請書に様式５を添えて提出するものとし、当該利用者の居宅サービス計画数及び指定居宅サービス事業所等の数を差し引いて算出した紹介率最高法人の占める割合が８０％以下でなければならない。

例えば、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの。

⑥ 　次に該当する場合等、正当な理由と市長が認めた場合

ア 地域包括支援センターから依頼された困難事例を受け入れたために、集中したと認められる場合（困難事例を除外すると８０％以下となる場合）

イ 居宅介護支援事業者が適切なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための支援ができる指定居宅サービス事業所等を検討した上で、当該指定居宅サービス事業所等を位置付けることが適切であると判断した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

この場合、居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域内等における指定居宅サービス事業所等のサービス内容等を利用者及びその家族に適切に情報提供した上で、利用者の指定居宅サービス事業所等に関する希望を勘案した結果、当該指定居宅サービス事業所等を選択したことが分かるよう、正当な理由に認定するための申請書に様式６を添えて提出すること。